

別表第1(第3条関係)

1 特定教育・保育(教育に限る。)、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担額(一般世帯)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)
階層区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円
B-1	A階層を除き、市町村民税非課税世帯、若しくは市町村民税課税世帯であって、均等割のみの世帯	2,000円
C1-1	A階層を除き、市町村民税課税世帯	所得割額 77,101円未満
C2-1		211,201円未満
C3-1		211,201円以上
		11,000円
		13,000円
		16,000円

2 特定教育・保育(保育に限る。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。)を受けたときの利用者負担額(一般世帯)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)					
階層区分	定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B-1	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	6,000円	5,000円	4,000円	3,000円	4,000円	3,000円
C1-1	A階層を均等割のみ	10,000円	9,000円	8,000円	7,000円	8,000円	7,000円
C2-1	除き、市町村民税課税世帯	13,000円	12,000円	12,000円	11,000円	12,000円	11,000円
C3-1	所得割額 10,000円未満	15,000円	14,000円	14,000円	13,000円	14,000円	13,000円
	10,000円以上 48,600円未満						

C4—1	48,600円以上 53,000円未満	17,000円	16,000円	15,000円	14,000円	15,000円	14,000円
C5—1	53,000円以上 67,000円未満	20,000円	19,000円	18,000円	17,000円	18,000円	17,000円
C6—1	67,000円以上 78,000円未満	23,000円	22,000円	20,000円	19,000円	19,000円	18,000円
C7—1	78,000円以上 87,000円未満	25,000円	24,000円	22,000円	21,000円	20,000円	19,000円
C8—1	87,000円以上 97,000円未満	26,000円	25,000円	23,000円	22,000円	22,000円	21,000円
C9—1	97,000円以上 123,000円未満	29,000円	28,000円	26,000円	25,000円	23,000円	22,000円
C10—1	123,000円以上 144,000円未満	32,000円	31,000円	29,000円	28,000円	25,000円	24,000円
C11—1	144,000円以上 169,000円未満	35,000円	34,000円	32,000円	31,000円	25,000円	24,000円
C12—1	169,000円以上 235,000円未満	38,000円	37,000円	32,000円	31,000円	25,000円	24,000円
C13—1	235,000円以上 301,000円未満	45,000円	44,000円	32,000円	31,000円	25,000円	24,000円
C14—1	301,000円以上	45,000円	44,000円	32,000円	31,000円	25,000円	24,000円

備考

- 1 「保育標準時間」とは、芦北町子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する規則(平成27年芦北町規則第10号。以下「規則」という。)第6条第1号に規定するものをいう。
- 2 「保育短時間」とは、規則第6条第2号に規定するものをいう。

別表第2(第3条関係)

- 1 特定教育・保育(教育に限る。)、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担額(要保護世帯)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)
階層区分	定義	
B—2	別表第1に規定するA階層を除き、市町村民税非課税世帯、若しくは市町村民税課税世帯であって、均等割のみの世帯	0円
C1—2	別表第1に規定するA階層を除き、市町村民税課税世帯	2,000円
C2—2	所得割額 77,101円未満	
C3—2	211,201円未満	11,000円
	211,201円以上	13,000円

- 2 特定教育・保育(保育に限る。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。)を受けたときの利用者負担額(要保護世帯)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)					
階層区分	定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
B—2	別表第1に規定するA階層を除き、市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C1—2	別表第1に均等割のみ	6,000円	5,000円	4,000円	3,000円	4,000円	3,000円
C2—2	規定するA階層を	10,000円	9,000円	8,000円	7,000円	8,000円	7,000円
C3—2	10,000円未満						
C3—2	除き、市町村民税課税世帯	13,000円	12,000円	12,000円	11,000円	12,000円	11,000円
C4—2	10,000円以上						
C4—2	48,600円未満	15,000円	14,000円	12,000円	11,000円	12,000円	11,000円
C5—2	48,600円以上						
C5—2	53,000円未満	17,000円	16,000円	12,000円	11,000円	12,000円	11,000円
C6—2	53,000円以上						
C6—2	67,000円未満	18,000円	17,000円	12,000円	11,000円	12,000円	11,000円
C6—2	67,000円以上						
C6—2	77,101円未満	20,000円	19,000円	18,000円	17,000円	18,000円	17,000円
C6—3	77,101円以上						
C6—3	78,000円未満						

C7—2	78,000円以上 87,000円未満	23,000円	22,000円	20,000円	19,000円	19,000円	18,000円
C8—2	87,000円以上 97,000円未満	25,000円	24,000円	22,000円	21,000円	20,000円	19,000円
C9—2	97,000円以上 123,000円未満	26,000円	25,000円	23,000円	22,000円	22,000円	21,000円
C10—2	123,000円以上 144,000円未満	29,000円	28,000円	26,000円	25,000円	23,000円	22,000円
C11—2	144,000円以上 169,000円未満	32,000円	31,000円	29,000円	28,000円	25,000円	24,000円
C12—2	169,000円以上 235,000円未満	35,000円	34,000円	32,000円	31,000円	25,000円	24,000円
C13—2	235,000円以上 301,000円未満	38,000円	37,000円	32,000円	31,000円	25,000円	24,000円
C14—2	301,000円以上	45,000円	44,000円	32,000円	31,000円	25,000円	24,000円